

オリエンテーションを開催します！—8月27日、2016受講生募集中!

あなたもNPO成年後見人になりませんか? 2016養成講座受講生募集中!

市民後見人

ハンディキャップのある人も地域で安心して暮らせる社会をめざし、私たちは高齢者や障害者の生活自立支援、見守り後見を行っています。NPO成年後見人は、生活と心の安心を地域で身近にトータルに見守り、支援する有償ボランティアです。
 社会貢献に意欲と情熱をもつ方を対象に行います。修了者は、利用者に対して支援活動を行うことができます。



【後援】大阪府 大阪府社協 大阪市 大阪市社協 堺市 堺市社協
 社団カブスWAKWAK 公益社団認知症の人と家族の会 ティグレ大阪
 NPO 東大阪成年後見支援センター NPO あったかサポート 社労士法人ティグレ
 社福/マナビーション協会 社団コスモス成年後見サポートセンター大阪
 NPO マツザク

【主催】NPO法人ライフ&ライフサポートネットワーク (いのくらネット)

講座の概要

- ① 時 期 2016年 9月10日～11月26日
 一初日は開講式、最終日は修了式を行います。
 各月の土曜日、午後1時30分～4時45分 (途中休憩15分間)
- ② 会 場 大阪市立阿倍野市民学習センター
 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1あべのベルタ3F
 (地下鉄谷町線阿倍野駅下車の番出口)
- ③ 別注 裏面の通りです。(会場は予約の都合で変更することがあります)
- ④ 受 講 料 1万円 (会場費、講師謝礼、報告書作成、等に充当)
- ⑤ 募集人員 70人～ (最低実施人数15人)

私たちは元気なシニアの応援を待っています!

注意事項

- ① 受講料納付先 口座名 いのくらネット山岸俊昭 リソな銀行平野支店 普通0184556
 *開講式7日前(9月3日)までに納付してください。
- ② 開講等の変更 カリキュラムは、講師等の都合により変更することがあります。事前に連絡します。
- ③ 申 込 み ホームページから用紙をダウンロードし、Faxで申し込んでください。

特定非営利活動法人ライフ&ライフサポートネットワーク (いのくらネット)
 事務局 545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1あべのルミア14F
 電話 06-4397-8683 Fax 06-4397-8684
 HP <http://inokura.net/> Mail info@inokura.net

カリキュラム(予定)

月日	講座	講座内容	講師	講師名
9月10日	開講式(20分)	志望動機書	いのくら理事	中村幸平
	成年後見・市民後見の基礎	成年後見の報道から	認知症コミュニケーション論	三田村知子
	法定・任意後見制度	専門家のわかり易い講義	弁護士	大西隆司
9月17日	認知症高齢者の理解	現場に携わっている方	施設サービス提供者	大谷博美 小西寿一
	障害者の理解			
9月24日	介護保険制度		介護支援専門員	泥谷美麻
	生保・健康保険・年金		社労士	笹尾達朗
個別学習	家庭裁判所の実務 家庭裁判所見学	大阪家庭裁判所	9/26～10/7の期間で調整	
10月1日	対人関係の基礎 後見人の像の確立		コミュニケーションの実践者	三田村知子
10月15日	申立手続書類の作成 後見計画・収支予定の作成 事務報告書の作成		経験者(司法書士)	大川朗子 堀 泰夫
個別学習	高齢者・障害者施設実習	利用者入所施設	10/17～10/28	
個別学習	地域の後見・介護保険・高齢者・障害者福祉施設	地方自治体の現地調査	11/7～11/18	
11月12/日	事例検討 ポイントを活用			
11月26日	身上監護の実務	現場に携わっている方	社会福祉士	大谷博美
	修了式・懇親会・後見サポート入会式		いのくら理事	

(切らずにこのままFaxで送信してください。)

受講申込書

NPO成年後見人養成講座受講申込書 年 月 日

ふりがな		FAX 06-4397-8684
氏名		
〒		
住所		
電話		FAX
携帯電話		*楷書で正確にご記入ください。
メール		*提供いただいた情報は、本養成事業のみに使
勤務先		し、他の目的には使用しません。

私たちは元気なシニアの応援を待っています!

◇時 期 2016年9月10日～11月26日→初日：開講式、最終：修了式を予定
 月3回・土曜日 ①午後1時30分～3時 ②午後3時15分～4時45分
 →合計20講座で終了します。

他に、大阪家庭裁判所、高齢者・障害者施設、地方自治体での現地調査があります。
 *上記の会場、日程、集合等は追って連絡します。

◇会 場 大阪市立阿倍野市民学習センター (あべのベルタ3F)

→地下鉄谷町線阿倍野駅下車⑦番出口すぐ、地下道から直行

◇受講料 1万円 (会場費、講師謝礼、テキスト代、資料等に充当、最低実施人数15人)

◇講 師 社会福祉士：大谷博美、小西寿一、泥谷美麻 社会保険労務士：笹尾達朗、西野智子
 司法書士：大川朗子、堀泰夫 弁護士：大西隆司 大学教員：三田村知子

いのくらネットホームページからダウンロードし、Faxで申し込んでください!

第1・2期の事績 **11人が、いのくら相談支援員に登録してくれました。**

受講総人数：45人 修了人数 (修了証書授与人数)：28人

実習施設：(高齢者) 特養菫(生野区)、特養くつろぎ(東住吉区)

(障害者) 障害サービスもくれん、障害者センター翔館

淡路地域センターハニカム、永寿の里 若葉

いのくらネット第6回総会を開催、鳴門市議を理事に選任！ 5月25日

いのくらネットは、5月25日に第6回総会をティグレ本部会議室で開催、正会員20名（総数33名、委任状含む）が参加しました。総会では昨年度の事業報告、事業決算を承認・決定すると共に、既に4月27日の第10回理事会で決定されている2016年度の事業計画・予算、役員任案を承認し、併せて新たに東大阪市議会議員の鳴戸鉄哉さんを新理事に選出して終わりました。

この間、大阪、兵庫で成年後見に取り組むNPOを訪問してきました。コスモス成年後見サポートセンター大阪は、行政書士で作られた団体であり、その業務の間口の広さから今後の取組みに大いに期待でき、私たちNPOと連携できると信じています。

鳴門市議は、現在7期目、初代いのくら東大阪の事務局長を務めたベテラン議員です。現在も人権・福祉を一番に、日々の市民活動にいそんでいます。いのくらネットの活動に色んな貴重なアドバイスをいただくものと期待をしています。鳴門市議の今後の活躍をしっかりと見守り、しっかりと叱咤激励していきましょう。



成年後見制度利用促進法が4月に成立、専門家以外の人材育成を！

判断能力が不十分な人の財産管理などを担う後見制度の利用促進を図る議員立法が成立しました。認知症高齢者の増加が背景にあり、新法では研修を受けた市民後見人などの人材の育成を明記しています。新法は国に利用促進会議の設置を定め、基本計画を立てる等、法施行後3年以内に必要な法制上の措置の整備を求めています。また、市町村に対し地域ごとの基本計画の策定を、都府県に対しては市町村の援助を、努力義務としています。

具体的な課題としては、①被後見人の権利制限のあり方、②後見人の事務範囲、③後見人を監督する家庭裁判所の人員体制の整備が挙げられており、国一都府県一市町村と3段階で議論されていきます。この法律は、今後成年後見制度をめぐる国全体の中核を占めていくものと思います。

後見人の不正は増加、最大限の自己決定権の尊重を！

一方、後見人による横領などの不正行為は増加しており、更に手術など医療面でも同意の範囲が明確でなく、後見人を悩ませています。財産横領は、2014年で56億円に達しており、当事者の意思を無視した居所指定など、不適切な運用もあり、国会で指摘されました。

国会審議では付帯決議で、当事者の自己決定権を最大限尊重すること、後見人の不正の防止策を講じることを国に求めています。

成年後見が必要なのは認知症高齢者だけではありません。私たちの回りには多くの障害者が共に生活を同じくし、その類型は様々です。一般的に身体、知的、精神と3分類されますが、それだけではなく、内部障害、高次機能障害もあり、更に複合障害もあり、理解がなかなか困難だとされています。障害者団体からは、新法に危惧を覚え、反対表明の団体もあります。

その多くが、代理決定から**支援された意思決定**への転換を求めています。当事者に意思能力がないことを前提とする現行制度は、障害者権利条約に反するとの見解が国連から示されています。

